

中小企業 消費税率引上げ対策支援事業

2019年10月に実施される消費税率引上げと軽減税率の導入への対応をスムーズにするための取組や固定経費の削減に繋がる機器導入、経営改善の取組に対して支援を行います。申請に関しては、経営支援員がお手伝いしますので、お気軽にご連絡ください。

【補助対象事業】

①消費税率引き上げに伴う価格表示変更等の取組

②消費税引上げの反動による対策として、固定経費の削減に繋がる機器導入や経営改善の取組

〈補助対象経費の具体例〉

- ◆HP、看板、メニュー表、値札等の作成経費 等
- ◆省エネ型保冷庫・空調の導入、POS 端末の導入、展示会出店費用、のぼり旗等の作成経費、イベントの粗品に係る経費 等

【申請受付期間】

令和元年9月20日（金）から令和元年10月31日（木）まで（必着）

※交付決定日：令和元年11月初旬を予定



【事業実施期間】

令和元年8月8日（木）から令和2年2月29日（土）

※交付決定日より前に事業を実施される場合は、申請時に事前着手届も併せて提出してください。

ただし、その場合でも交付決定日以前に請求・支払い行為が発生した費用に関しては補助対象経費となりません。

【その他】

- 補助金は、予算の範囲内で交付するため、応募が多数の場合や採択されることになった場合でも希望された金額に応じられない場合があります。
- 同一取組（事業）について、他の補助金や助成金等を受けている場合や受けることが決まっている場合は、当補助金の対象となりません。
- 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払いです。資金繰りにはご注意ください。
- 申請にあたり、経営状況が確認できる書類（決算書や収支内訳書など）を提出して頂きます。
- 採択を受けた事業所に関しては、会議所のHP等で公表させていただきます。
- 詳しい公募要領等は、綾部商工会議所のホームページ（<http://ayabe-cci.jp/>）をご覧ください。

【補助対象者】

原則として、綾部市内に事業所（団体）等を有する下記の中小企業及び商店街団体が対象

（１）中小企業等の範囲

業 種	常時使用する従業員数	資本金の額又は出資総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせ下さい。

（２）小規模企業の範囲

業 種	常時使用する従業員数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせ下さい。



（３）商店街団体の範囲

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※詳細はお問い合わせ下さい。

【補助金額及び補助率】

項 目	対 象		補助率	補助上限
①消費税率引上げに伴う価格表示変更等の取組	中 小 企 業 等	小規模企業※	3分の2	200,000円
		中小企業（小規模企業除く）※	2分の1	300,000円
②消費税率引上げの反動による対策として、固定経費の削減に繋がる機器導入や経営改善の取組		中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
	商店街団体		3分の2	200,000円

【提出先及び問い合わせ】

綾部商工会議所 中小企業相談課

〈住 所〉〒623-0016 綾部市西町1丁目50-1 I・Tビル4F

〈電 話〉0773-42-0701

〈FAX〉0773-42-2777

〈メール〉ayabe@kyo.or.jp

